

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-20)

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施・国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的な枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的な枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,096	1,440	1,383	1,220
		補正予算(b)	0	0	-1	-
		繰越し等(c)	179	86	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	1,275	1,526	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,059	1,211	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	「生物多様性」の認識状況 (%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H16年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R元年度	×
		30	-	52	-	-	73	75	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数](%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	○
		国土の35%	86	89	94	95	99	100	
	年度ごとの目標値		88	89	91	95	99		
	生物多様性保全に係る国際的取組の状況	/	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			第15回生物多様性条約締約国会議(COP15)において、国際交渉に参加し、昆明・モントリオール生物多様性枠組及びその実施に係るレビューメカニズム等の採択に向けた議論に貢献した。						○
年度ごとの目標値									
生物多様性保全に係る国内施策の基盤構築の強化	/	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		生物多様性条約COP15で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ、「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、国内施策の基盤強化を図った。						○	
年度ごとの目標値									

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

**<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>**

・「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」により生物多様性国家戦略2012-2020について総合的な点検を行った結果を2021年1月に公表し、国家戦略全体としては、国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されたが、全ての目標を達成したとは言えず、更なる努力が必要と評価された。また、令和4年12月には生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。  
・上記を踏まえ、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し閣議決定した。今後は同戦略に基づき取組を進めていくこととしていることから、測定指標の見直しを行うこととする。

・植生図の整備図面数は、令和4年度末時点で、国土の99%の整備が完了し、着実に成果をあげている。なお、平成30年度から「(環境省30-①)環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業」において実施している。

**<生物多様性に関する各界各層への普及啓発>**

・内閣府世論調査によれば、平成26年度の生物多様性の認知度は46%であったが、令和4年度には73%に上昇した。目標は達成しなかったが、20代までの若手世代の認知度は84%まで高まり、また90%の国民が生物多様性の保全に貢献する何らかの取組の実施意向を持っているなど、生物多様性の主流化には一定の進展が見られる。  
・多様なセクターにより構成される「2030生物多様性枠組実現日本会議」(事務局:環境省)において、多様なセクターと連携・協働し、生物多様性の主流化に向けた取組を進めた。  
・事業者の参画を促進するため、「生物多様性民間参画ガイドライン(第三版)」を改訂し、令和3年に発足した自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)をはじめとする国際イニシアティブの最新動向を整理し発信した(フォーラム(ステークホルダー組織)への参加団体数は7団体(発足当初)から100団体(令和4年度末)まで増加)。令和4年度に実施したネイチャーポジティブ経済研究会では、ネイチャーポジティブ経済への移行による国内の影響を評価、議論し、令和5年度に策定予定のネイチャーポジティブ経済移行戦略について議論を開始した。

**<国際的枠組への参加>**

以下の国際会議への参加等を通じて我が国の取組や知見を発信し、世界の生物多様性の保全に貢献した。  
・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)に係る情報に関して、国内連絡会を開催し、収集した情報等を専門家・他省庁等に共有するとともに、オンラインで開催したシンポジウム等を通じて一般市民に向け共有した。  
・昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択に向けた複数の公開作業部会(OEWG)等に参加するとともに、COP15において当該新枠組及びその実施に係るレビューメカニズム等に関する交渉を行った。

評価結果

目標達成度合いの測定結果

(判断根拠)

施策の分析

**<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>**

・生物多様性国家戦略2012-2020についての総合的な点検結果や昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030が策定され、全ての都道府県で生物多様性地域戦略が策定されるなど、施策の方向性は妥当であると考えている。  
・一方で、生物多様性国家戦略2023-2030において今後取り組むべき新たな国別目標が成立したため、引き続き定期的な点検・評価を行い進捗状況を把握する必要がある。また、生物多様性地域戦略については、小規模自治体においてはまだ策定が進んでおらず、生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえた地域戦略の改定も推進する必要があることから、引き続き専門家派遣等の支援を行っていく必要がある。

**<生物多様性に関する各界各層への普及啓発>**

・「生物多様性」の認識状況は令和元年度の測定結果から上昇基調にあり、マルチステークホルダープラットフォームを活用した普及啓発もこれに寄与していると考えられるが、目標値には未達であるため、様々な主体間での連携や、民間企業による参画の推進等を通じて、ネイチャーポジティブ実現のための取組を継続して進めていく必要がある。  
・民間参画ガイドラインの公表や事業者向けの自然関連情報開示に関する情報提供、またネイチャーポジティブ経済研究会等を通じたネイチャーポジティブ経済移行戦略の策定等により、事業者の生物多様性保全への参画を促進していく必要がある。

**<国際的枠組への参加>**

・生物多様性条約関連会合において、日本が重視している、30by30,NbS,生物多様性国家戦略の改定等が新たな世界目標である昆明・モンリオール生物多様性枠組に盛り込まれるなど施策の方向性は妥当である。  
・生物多様性の保全に関する国際議論や、国際サンゴ礁イニシアティブに関してはサンゴ礁モニタリングネットワークを通じた解析作業等について、国内外の関心が高まるとともに他分野との連携を求められており、引き続き積極的に参加する必要がある。  
・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する必要がある。

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b>  <b>&lt;生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集&gt;</b>          ・昆明・モンリオール生物多様性枠組が採択され、これを踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030が策定されており、各種施策の取組を改善し新たな世界目標及び国別目標を達成するために各種施策に必要な情報の収集・整備・提供することは今後も取り組む意義のあるものである。          ・そのため、生物多様性国家戦略2023-2030の内容を踏まえて、特に地域における生物多様性地域戦略の策定支援の継続や自然を活用した活用策(NbS)の地域実装等にかかる情報収集や施策の推進を実施する必要がある。</p> <p><b>&lt;生物多様性に関する各界各層への普及啓発&gt;</b>          ・2022年12月に採択された昆明・モンリオール生物多様性枠組の採択を受け、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることが世界的な使命となっている。また、2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえて、生物多様性の主流化に向け、多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、ネイチャーポジティブ実現に向けた様々な主体の取組促進、連携の支援を行う。</p> <p><b>&lt;国際的枠組への参加&gt;</b>          ・生物多様性の損失は人類史上例を見ない速度で進んでおり、これを食い止め反転させていくためには、世界全体での取組を行っていくことが必要不可欠である。世界的に効果的な取組を進めていくためにも国際的な議論は重要であり、今後もこの施策を継続していく意義がある。          ・2022年12月に採択された、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の実行に向けては、我が国の知見を適時かつ戦略的にインプットしながら、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年より我が国も締約国となったことを踏まえて、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルールの策定を求めていく。          ・IPBES作業計画2019-2030の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣などを通じ積極的に日本の知見をインプットし、生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に引き続き貢献する。</p> <p><b>【測定指標】</b>  <b>&lt;「生物多様性」の認識状況&gt;</b>          ・生物多様性国家戦略2023-2030での指標を踏まえ、「生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合」に変更する。また、この割合は現状でも90%と高い数値であるため、この数値の維持に努める。</p> <p><b>&lt;全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数](%)&gt;</b>          植生図は生物多様性保全のための政策の策定に必要な基盤情報であることから、この測定指標を継続することが妥当であると考え、令和5年度の国土の100%の整備完了の目標を達成すべく、引き続き整備を行う。</p> <p><b>&lt;生物多様性保全に係る国際的取組の状況&gt;</b>          「生物多様性保全に係る国際的取組の状況」から変更しない。「昆明・モンリオール生物多様性枠組」のターゲットは23個と2010年の愛知目標より拡大しており、特定の数値により進捗を測定することは困難であるため。ターゲット以外においても、能力開発に関する専門家会合への日本からの有識者派遣や生物多様性日本基金を活用した貢献など、国際議論への貢献に資するアプローチは多岐にわたる。このため、COP17,19に向けて作成することとなっている国別報告書なども踏まえて、日本としての世界目標への貢献度を総合的に評価することが望ましい。</p> <p><b>&lt;生物多様性保全に係る国内施策の基盤構築の強化&gt;</b>          「生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施」に変更する。「昆明・モンリオール生物多様性枠組」において、「ヘッドライン指標」が設定されたことや、COP17及びCOP19における「グローバルレビュー」が実施されることなどから、世界目標と各国の生物多様性国家戦略との結びつきが強まっており、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に点検・評価を実施する必要があり、達成すべき目標を踏まえたより適切な指標設定と考えられるため。</p>
		<p>学識経験を有する者の知見の活用</p> <p>・生物多様性国家戦略2023-2030の内容や指標の検討に当たり部会・小委員会やヒアリングの実施等を通して学識者の知見を活用した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> <p>生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果          生物多様性国家戦略2023-2030</p>		

学識経験を有する者の知見の活用	・生物多様性国家戦略2023-2030の内容や指標の検討に当たり部会・小委員会やヒアリングの実施等を通して学識者の知見を活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果 生物多様性国家戦略2023-2030
---------------------------	--

担当部局名	自然環境局 自然環境計画課	作成責任者名	則久雅司(自然環境計画課長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	------------------	--------	----------------	----------	--------

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2  
(環境省R4-21)

施策名	目標5-2 自然環境の保全・再生					
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。</li> <li>国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進する。</li> <li>過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。</li> <li>生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。</li> <li>自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,745	2,723	2,540	2,231
		補正予算(b)	640	0	744	-
		繰越し等(c)	358	117	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	3,564	2,840	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	2,544	2,521	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	自然再生基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)					

測定指標	自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-
		25	26	26	26	27	27	30	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	毎年度	○
		-	10地区(91%)	8地区(89%)	5地区(71%)	6地区(100%)	11地区(100%)	100	
	年度ごとの目標値	/	11地区(100%)	9地区(100%)	7地区(100%)	6地区(100%)	11地区(100%)	/	
	三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R3年度	-
458		2,830	4,100	2,340	2,803	集計中	6,994		
年度ごとの目標値	/	-	-	-			/		

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

#### <里地里山>

・令和3年度からの新規事業として生物多様性保全推進支援事業(里山未来拠点形成支援事業)を開始し、里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に資する12地域の取組支援を通じて、地域における人々の暮らしや働き方の変化を踏まえた新たな観点での保全を図った。

#### <世界自然遺産>

・既存の世界自然遺産地域については、モニタリング等を実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保安全管理の一層の充実を図りつつ、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、適正な保安全管理を実施した。

・令和3年7月に世界自然遺産に登録された「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」においては、登録の際、世界遺産委員会から観光管理の徹底を要請されており、国際自然保護連合(IUCN)による要請事項のうち、特に、観光管理の仕組みの構築に関して観光管理施設等の設置やモニタリング体制の構築、観光管理計画の実施について、引き続き対応が求められている。このため、各地域における適切な保護管理及び外国人を含む利用者対応のための普及啓発体制を整えるべく世界遺産センターの整備等を進めており、令和4年7月に奄美大島に奄美大島世界遺産センターを設置・開所した。

#### <自然再生>

・自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、新たに実施計画は1件策定された。令和4年度末現在、全国で自然再生協議会が計27箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が50件策定されている。

#### <地域支援>

・令和4年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用等によって、地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は16団体。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等については、令和4年度は72件に対し経費の一部を交付し、特定外来生物防除対策、希少種保全等の保全活動等の展開に繋がった(里山未来拠点形成支援事業を除く)。

#### <国立・国定公園等>

・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の新規指定及び公園計画の点検等の見直しを実施した。令和4年度については、11地区の見直しを計画し、改正自然公園法に基づいた国立公園の自然体験活動計画の追加を含む11地区の見直し等を行い、自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、適切な保護管理を行うための国立・国定公園の区域及び公園計画の見直しを着実に実施した。

・生態系の保全・維持管理として、自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、エコツアー等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の具体的な取組を行い、生態系の適正な保護・保全を図ったが、未達成な地域・項目もあることから引続き取組を推進していく。

・自然環境保全法に基づき指定した、小笠原方面の沖合海底自然環境保全地域(4地域、計22.7万km<sup>2</sup>)の一部について、科学的・実効的な管理を行うことを目的とした自然環境調査を行い、科学的な知見の蓄積を進めた。

目標達成度合いの  
測定結果

(判断根拠)

## 施策の分析

**<里地里山>**

各地域が里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に取り組む際に活用できるツールとして、地域の活動を支援しており、地域の特性に応じて二次自然を保全・維持管理するという目標から妥当なものと考えている。

**<世界自然遺産>**

知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、科学的データに基づき、適正な遺産管理が進められ、目標設定に対して施策の方向性は妥当であった。令和3年7月に新規登録された奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、登録時に受けた勧告に対し、令和4年12月に保全状況報告を提出し、適切に対応した。

**<自然再生>**

新たな自然再生事業実施計画が策定され、地域の多様な主体による自然再生という目標への取組が進むなど、施策の方向性は妥当なものと考えており、自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置箇所数及び自然再生事業実施計画数の増加に向け、更なる推進を図る必要がある。

**<地域支援>**

生物多様性保全推進支援事業による、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等への支援数は、着実に増加しており、先進的・効果的な取組を支援し、保全活動の推進に繋げるという目標に向け、施策の方向性は妥当であると考えている。一方で、改正外来生物法の成立や自然共生サイトの認定促進など、生物多様性保全に係るニーズの変化に伴い、引き続き支援内容の検討を継続する必要がある。

**<国立・国定公園等>**

・国立・国定公園の見直しについては、概ね計画どおり実施されており、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行うという目標を踏まえ、施策の方向性は妥当であると考えている。引き続き着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う必要がある。

・沖合の海底の保全のための新たな海洋保護区制度である沖合海底自然環境保全地域を指定した。一方、適切な保護管理を実施するため、精度の高い科学的情報の蓄積が求められていることから、同地域の継続的なモニタリングを行う必要がある。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>  <b>&lt;里地里山&gt;</b>          里地里山などの生態系について地域の特性に応じた保全、維持管理の取組を進める目標は、今後も取り組む意義があるものであり、各地域が里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に取り組む際に活用できるツールとして、地域の活動を支援を進めるとともに、自然共生サイト認定に繋がるように進める。</p> <p><b>&lt;世界自然遺産&gt;</b>          世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全することは世界遺産条約締約国の義務であるため、引き続き、国内の世界自然遺産登録地について、順応的な保全管理を推進する。</p> <p><b>&lt;自然再生&gt;</b>          過去に損なわれた自然について自然環境の保全・再生を推進する目標は、今後も取り組む意義があるものであり、引き続き、地域の多様な主体による自然再生の取組への支援や取組促進のための普及啓発を実施し、自然環境の保全・再生の推進を図る。</p> <p><b>&lt;地域支援&gt;</b>          生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで今後の保全活動の推進に繋げるという目標は取り組む意義のあるものであるため、引き続き、生物多様性保全推進支援事業については、地域の取組をより効果的に支援できるよう、一層の拡充を図る。</p> <p><b>&lt;国立・国定公園等&gt;</b>          ・国立・国定公園について着実な見直しと適切な保護管理を進めるため、引き続き、国立・国定公園における自然環境等の情報を継続的に把握し、その情報を元にした適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進を図る。          ・引き続き、沖合海底自然環境保全地域について、適切な保護管理を実施するため、継続的にモニタリングを実施し、精度の高い科学的情報の蓄積を図る。</p> <p><b>【測定指標】</b>  <b>&lt;自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置箇所数&gt;</b>          自然再生については、生物多様性国家戦略2023-2030において「自然再生の推進」と掲げている。また、令和元年12月に見直した自然再生基本方針等に基づき、引き続き、自然再生を進めるための技術的課題の解決への支援や普及啓発等により、新たな自然再生協議会の設立及び自然再生協議会による取組の推進を図る必要がある。</p> <p><b>&lt;当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率&gt;</b>          目標年度は毎年度としており、今後も計画どおり見直しを実施されるよう関連する事業を適切に実施していく。</p> <p><b>&lt;三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)&gt;</b>          自然環境の保全・再生の直接的な指標ではなく、当該施策の評価にあたり三陸復興国立公園のみを指標とするのは適当ではないため削除し、新たに自然再生事業実施計画の策定数を測定指標として追加する。</p>				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生専門家会議を開催し、自然再生事業実施計画の審査や今後の自然再生事業の推進に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。</li> <li>・公園区域の見直し等に当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した自然公園等小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。</li> <li>・世界遺産地域(候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、有識者の知見を活用しつつ順応的な管理を実施した。</li> </ul>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省報道発表資料「自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について」</li> <li>・環境省報道発表資料「令和4年度生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)の採択結果について」</li> </ul>				
<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局 自然環境計画課 国立公園課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>則久雅司(自然環境計画課長) 番匠克二(国立公園課長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>



令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2  
(環境省R4-22)

施策名	目標5-3 野生生物の保護・管理				
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止を図る。				
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復、野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止、外来種等による在来種や生態系への影響の防止を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	5,664	3,472	3,537	2,476
	補正予算(b)	2,400	2,300	2,300	確認中
	繰越し等(c)	▲ 1,938	253	2,387	
合計(a+b+c)	6,126	6,025	8,224		
執行額(百万円)	5,225	5,169	確認中		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)				

測定指標	国内希少野生動植物種の指定数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	
		-	207種	270種	309種	427種	442種	700種	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	国内希少野生動植物種のうち新たに科学的に絶滅と判定された種数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	- 年度	
		-	0種	0種	0種	0種	0種	0種	○
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	
		-	0.0004頭	0頭	0頭	0頭	0頭	0頭	○
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	ヒアリの定着地点数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	
		-	0地点	0地点	0地点	0地点	0地点	0地点	○
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		推定の中央値ニホンジカ310万頭、イノシシ121万頭 ※令和4年度に算出	ニホンジカ309万頭、イノシシ105万頭	ニホンジカ308万頭、イノシシ98万頭	ニホンジカ301万頭、イノシシ85万頭	ニホンジカ291万頭、イノシシ72万頭	-	平成23年度比で半減(ニホンジカ155万頭、イノシシ60万頭)	-
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

＜絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存＞

- ・国内希少野生動植物種について、令和4年度に新たに15種を追加指定した。
- ・レッドリストについては、令和6年以降の第5次レッドリストに向けた作業を進めている。
- ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。令和5年1月までに指定された国内希少野生動植物種442種のうち、75種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動物園と連携した生息域外保全に取り組んでいる。
- ・例えば、トキの保護増殖事業では、佐渡における野生復帰が順調に進んだことから、複数の地域個体群の形成に向け、事業区域を全国へと変更するなど、保護増殖事業の取組を着実に推進した。また、ライチョウの保護増殖事業では、ライチョウが絶滅したとされる中央アルプスでの個体群復活に向け、野生のライチョウ家族を動物園に移送し、繁殖させて野生に戻す取組を実施した。

＜鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化＞

- ・平成26年の鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業等に基づき、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化を進めており、両種ともに生息頭数は平成26年度をピークに減少傾向にあると推定されている。このことから、野生鳥獣による農林水産業、生態系等への被害の防止に寄与していると考えられる。

＜遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞

- ・外来生物法に基づき、特定外来生物である156種類について飼養等の規制を行っている。特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、令和4年度には合計49箇所環境省直轄での防除事業や関係機関との連携強化を実施した。島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。特にマングースについては、奄美大島では令和2年度以降、捕獲のない状態が続いており、令和7年度末までの根絶確認に向けてモニタリング等を行っているところである。また、沖縄島北部地域においてはヤンバルクイナの生息域南部での分布拡大傾向が見られるなど希少種の分布域拡大が確認できている。
- ・平成29年6月に国内で初確認された特定外来生物のヒアリについては、令和4年度も引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である全国港湾で調査を行い、発見した個体をすべて防除しており、これまでのところ我が国への定着は阻止できている。令和元年10月の東京港、令和2年9月の名古屋港、令和3年9月の大阪港及び令和4年10月の福山港で大規模な集団が確認されたことを踏まえ、同港での防除及び調査を重点的に実施するとともに、全国港湾の状況を点検し必要な追加調査を実施した。また、同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら改訂を行うとともに、対面及びオンラインでヒアリ対策の講習会を実施し自治体や港湾管理者等への知見の普及を図った。国民からの情報提供や相談の窓口として引き続きヒアリ相談ダイヤルを運営するとともに、令和元年7月から行っているチャットボットによる自動相談受付を引き続き実施した。
- ・令和4年5月に改正外来生物法が成立し、ヒアリなど意図しない導入に関する対策の強化、アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備及び地方公共団体など各主体との防除の役割分担の明確化等により防除体制が強化された。本改正に基づき令和4年11月にヒアリ類について要緊急対処特定外来生物に指定する政令の公布、令和4年11月にアメリカザリガニ及びアカミミガメについて、一般家庭等での飼養等や無償での譲渡し等を適用除外とする形で特定外来生物に指定する政令の公布を行った。
- ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(令和4年度は19件承認)。また、遺伝子組換え生物等に関する国内外の情報収集やウェブサイト(J-BCH)による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうちカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知(平成31年2月8日付け)を踏まえて関係省庁が定めた具体的な手続に基づき、当該生物に係る情報提供書等の受付と公表を実施した(令和4年度は4件公表)。

評価結果

目標達成度合いの測定結果

(判断根拠)

	<p>＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存という目標は着実に進展しており、施策の方向性は妥当と考えている。その上で、環境省レッドリストで絶滅危惧種と評価した種は3,772種となっており、引き続き目標値の達成に向けて国内希少野生動植物種の新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多く、国内希少野生動植物種の新規指定と連動して保護増殖事業計画の新規策定を進めている。</li> </ul> <p>＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化について、鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあり、目標に向けた施策の方向性は妥当と考えているが、依然として生態系等への被害が深刻であり、引き続き、捕獲強化による生息頭数の減少に努めていく必要がある。</li> </ul> <p>＜遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝子組換え生物の使用については、カルタヘナ法に基づき生物多様性影響が生ずるおそれがないことを確認した上で使用を認めることとされており、引き続き、同法に基づき的確に実施する必要がある。また、国内法の適切な実施のため、カルタヘナ議定書締約国会議等に積極的に参画し、情報収集や意見交換を行うことが必要である。</li> <li>・侵略的な外来生物への対策は着実に進んでおり、施策の方向性は妥当と考えているが、外来生物法に基づく規制や特定外来生物の防除により、生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もある。また、近年は世界的な物流の増加により特に非意図的に侵入する外来生物による影響が増加していることから、外来生物法の改正及び令和4年10月に公布された特定外来生物被害防止基本方針（以下、基本方針）を踏まえつつ、引き続き施策を継続することが必要である。</li> </ul>
<p>評価結果</p> <p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、引き続き重要であるため、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の指定を適切に進めるとともに、保護・増殖による種の保存を推進していく。</li> </ul> <p>＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。</li> </ul> <p>＜遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝子組換え生物による生態系への影響を防止するため、引き続き、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用の承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱い（平成31年2月8日付局長通知）については、関係省庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。</li> <li>・侵略的な外来生物による生態系への影響を防止するため、限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施し、引き続き、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、外来生物法の改正及び基本方針に基づき、国による効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」の改定を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を行い、外来生物による被害の防止を推進していく。</li> </ul> <p>【測定指標】</p> <p>＜国内希少野生動植物種の指定数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであり、引き続き指標を設定する必要がある。2022年度に策定された生物多様性国家戦略2023-2030の目標設定も踏まえ、指定種数だけではなく、絶滅危惧種の生息・生育状況も反映した指標とするため「絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合」と指標を変更する。</li> </ul> <p>＜国内希少野生動植物種のうち新たに科学的に絶滅と判定された種数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに種の絶滅が生じないようにする目標に対する測定指標として、引き続き指標を設定する必要がある。昆明・モンリオール生物多様性枠組における方向性も踏まえ、絶滅危惧種全体の状況を測るため「絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合）」と指標を変更する。</li> </ul> <p>＜奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数（1000畝日当たりの捕獲数）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成8年度以降、2万頭以上を捕獲し、マングースの生息密度の減少・低密度化を実現した。マングースの生息は平成30年4月以降、一切確認されておらず、アマミノクロウサギ等の希少種の回復傾向が見られている。令和7年度末には、奄美大島におけるマングース根絶を科学的に判断する必要があるため、根絶確率の算出等の手法の検討を令和4年度末までに完了したところである。その「根絶の科学的な判断」に必要であるため、探索犬やわな等により把握される本指標は適当であり、引き続き、現指標を目安として取組を実施していく。</li> </ul> <p>＜ヒアリの定着地点数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリは全国の港湾等における「定期的な調査」及び「確認地点における迅速な防除」を行うことで、定着を阻止するという目標を達成している。ヒアリは、侵略的外来種の中でも特に注意が必要な種として、外来生物法による「要緊急対処特定外来生物」に指定されており、国民への被害が甚大なことを鑑みて、特に優先的に対策をすることが必要な種であることから、本指標は適当であり、引き続き、現指標を目安として取組を実施していく。</li> </ul> <p>＜ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値（全国）を平成23年度比で半減＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあるが、依然として生態系等への被害が深刻であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。</li> </ul>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。</li> <li>・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されるよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。</li> <li>・改正種の保存法の施行(平成30年6月1日)を踏まえ、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。</li> <li>・特定外来生物の指定については、専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った他、各地の防除事業の実施に当たっても、検討会を開催するなどして有識者の知見を活用した。</li> <li>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であって、従来の規制に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物についても、その使用等に先立ち使用者に情報提供を求め、学識経験者の意見聴取会合により確認を行った。</li> <li>・令和3年度の鳥獣保護管理法基本指針改定に当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。</li> </ul>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>環境省レッドリスト2020・環境省版海洋生物レッドリスト・平成2930年度鳥獣関係統計・根絶確認及び防除完了に向けた奄美大島におけるファイリマングース防除実施計画（令和3年度～令和7年度）</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局 野生生物課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>中澤圭一(野生生物課長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>
--------------	------------------------	---------------	---------------------	-----------------	---------------

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

施策名	目標5-4 動物の愛護・管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の減少(減少傾向維持)、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	514	541	493	370
	補正予算(b)	-	-	-	-	-
	繰越し等(c)	▲66	▲92	0	-	-
	合計(a+b+c)	448	449	493	-	-
執行額(百万円)	400	363	379	-	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	自治体における犬及び猫の引取り数の減少	基準値	実績値				目標値	達成	
		H30年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	○
		92千頭	92千頭	86千頭	72千頭	59千頭	集計中	減少傾向維持	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	令和12年度までに自治体における犬及び猫の殺処分を約2万頭(平成30年度比50%減)に引き下げる。	基準値	実績値				目標値	達成	
		H30年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	○
38千頭		38千頭	33千頭	24千頭	14千頭	集計中	20千頭		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 令和3年度の自治体における犬及び猫の引取り数は59千頭で、平成30年度の92千頭より33千頭減少しており、減少傾向を維持した。また、殺処分数は14千頭で、平成30年度の38千頭から24千頭減少した。
	施策の分析	これまで、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針(以下、「基本指針」という。)」に基づき、令和12年度における殺処分数を2万頭(平成30年度比50%減)とすることを目標として施策を評価してきたが、本目標については令和3年度に達成された。 不必要な殺処分を削減するためには、適正飼養推進にかかる普及啓発等による引取り数の減少、マイクロチップの装着等所有明示措置による返還率の向上、譲渡促進が重要である。相当程度進展が確認されているため、施策は達成すべき目標に寄与しており、引き続き施策を継続することが重要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 返還率の向上や譲渡促進といった殺処分数の減少に寄与する施策を継続することで殺処分数の削減を図る。 【測定指標】 <自治体における犬及び猫の引取り数の減少> <令和12年度までに自治体における犬及び猫の殺処分を約2万頭(平成30年度比50%減)に引き下げる。> 指標は「基本指針」に沿って設定している。 なお、「引取り数の減少」よりも施策効果を著していると考えられることから、令和5年度事前評価より、マイクロチップの装着義務化や譲渡促進事業の効果を図る指標として「返還・譲渡率の増加」を設定した。

学識経験を有する者の意見の活用	中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------

担当部局名	自然環境局 動物愛護管理室	作成責任者名	野村環(動物愛護管理室長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	------------------	--------	---------------	----------	--------

# 令和4年度実施施策に係る政策評価書

別

(環境省R4-24)

施策名	目標5-5 自然とのふれあいの推進					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することで、エコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	10,423	8,346	8,308	8,450
		補正予算(b)	9,152	5,444	集計中	
		繰越し等(c)	▲159	3,957	※記入は任意	
		合計(a+b+c)	19,416	17,747	※記入は任意	
執行額(百万円)	16,386	14,735	※記入は任意			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020、観光ビジョン実現プログラム2019、骨太の方針2021、成長戦略フォローアップ2021					

測定指標	自然公園の年間利用者数の推移(暦年 千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	年度	-
		-	905,138	893,110	554,345	542,463	集計中	-	
	年度ごとの目標値	/						/	
	エコツーリズム推進法に基づく全体構想認定数(括弧内は累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		H20年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R10年度	-
		0	3(15)	2(17)	1(18)	1(19)	3(22)	(47)	
	年度ごとの目標値	/						/	
	国立公園・国民公園年間利用者数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	-
		-	371,508	369,150	218,493	207,659	集計中	前年度比1%増	
	年度ごとの目標値	/						/	
	温泉の自噴湧出量(L/分)	基準値	実績値					目標値	達成
		S45年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	○
		651,265	676,267	667,549	680,412	671,354	集計中	前年度の水準を維持	
	年度ごとの目標値	/						/	
	国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-
		-	18	19	20	20	20	22	
	年度ごとの目標値	/						/	
国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	○	
	-	12	12	12	12	12	12		
年度ごとの目標値	/						/		
国立公園訪日外国人利用者数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-	
	-	694万人	667万人	93万人	-	64万人	667万人		
年度ごとの目標値	/						/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 測定指標のうち、国立公園の利用者数について、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響からか、令和元年度に比べ6割弱に減少した。エコツーリズム推進法に基づく全体構想については、令和4年度は新たに3件の認定を行い、毎年着実に件数を増やしており、現在も認定に向けて複数案件が調整進展中である。また、訪日外国人国立公園利用者数については、インバウンド再開を受けて、令和4年下半年より調査を再開したところ。測定指標のうち、温泉の自噴湧出量については、令和4年度は集計中だが、令和3年度はおおむね前年度の水準を維持している。
	施策の分析	<安全で快適な自然とのふれあいの場の提供・人材育成> ・自然公園等の利用者数の推移は、横ばいないし増加が見られており、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け大幅に減少したものの、ワーケーション等の取組を含めて今後の回復を見込んでおり、目標に向けた施策の方向性は妥当である。一方で、ポスト・コロナを見据えて、今から準備を進めておく必要がある。 ・エコツーリズム推進全体構想の認定は、着実に認定数を積み上げるとともに、新たな認定に向けた調整も進んでおり、施策の方向性は妥当であると考えられ、今後更なる取組の推進が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 <安全で快適な自然とのふれあいの場の提供・人材育成> ・ポスト2020国際枠組み等の構築を見据え、生物多様性の主流化に向け、自然とのふれあいが更に重要になると考えられることから、引き続き目標を推進する。  【測定指標】 <自然公園の年間利用者数の推移> 自然公園法に基づく自然公園全体で自然ふれあい活動の推進を行っていくために適切な指標であり、次年度も継続して設定する。  <エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数> ・エコツーリズム推進全体構想について、令和10年度に全体構想認定数が1以上ある都道府県数が47になることを目標として、毎年4～5件認定することを次年度以降の目標とする。  <国立公園・国民公園年間利用者数の推移> 利用者数の推移を測定し各施策による利用者数の増加を把握するため、国立公園の利用者数は測定指標1に統合し、次年度以降は国民公園等の利用者数のみを測定指標4として設定する。  <温泉の自噴湧出量> ・温泉の自噴湧出量が前年度水準を維持していることをもって、温泉法の適正な運用により温泉資源が保護されていることを定量的に確認できることから、引き続き温泉の自噴湧出量の維持を目標とする。  <国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数> 自然とのふれあいの推進を直接的に評価する指標ではなく、当該指標の実績向上に直結する事業が存在しないため、施策目標の測定指標としては不適と判断し削除する。  <国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数> 指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境の悪化がみられ、保全事業が必要となった国指定鳥獣保護区数を測定指標として設定しており、保全が必要な鳥獣の生息環境の悪化を把握する指標として、一定の合理性があることから、引き続き測定指標として用いる。一方、事業の採択は実施体制にも左右されることから、より適切に状況を把握できる指標について今後検討したい。  <国立公園訪日外国人利用者数> インバウンドの回復を受けて、新型コロナウイルスによる影響を受ける前の数値を目標として、段階的な回復を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、国立公園の利用者数や取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名	番匠克二(国立公園課長) 水谷努(国立公園利用推進室長) 萩原辰男(自然環境整備課長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	--	--------	---	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(環境省R4-25)

施策名	目標5-6 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)					
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。					
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	666	570	411	413
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	666	570	411	-
執行額(百万円)	647	553	391	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定)					

測定指標	三陸復興国立公園(24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R3年度	-
		458	2,827	4,101	2,336	2,803	集計中	6,994	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H17-21年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R3年度	-
		2,975	1,466	2,415	1,211	1,208	集計中	2,975	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数(人)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-
		-	50	15	14	33	32	50	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	イノシシの捕獲数を前年度実績値以上とする。	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	-
		-	949	2,136	2,252	1,429	188	-	
年度ごとの目標値		-	イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し、被害軽減に寄与する生息状況を目指す。					-	×

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 目標値としている震災以前の利用者数まで届いていないが、震災直後と比較して一定程度利用者数は回復している。また、イノシシの捕獲数については、平成25年度より開始し以後毎年度、被害の低減を図るため安全かつ効率的な捕獲に努めてきたが、前年度の実績を下回った。これはイノシシの出現頻度が低下し、今までの捕獲による対策の効果が現れつつあるものと考えられるため、今後、測定指標の見直しを行う。
施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である三陸復興国立公園(旧陸中海岸国立公園)の主要な利用拠点等の施設を復旧し、公園の利用者数も増大していることから、施策の方向性は妥当と考えているが、コロナ禍の影響により利用者数の停滞や利用ニーズの変化により震災からの復興は道半ばであるため、引き続きの取組が必要である。</li> <li>特に、身近な自然の価値が再認識され、健康志向が高まる中、二酸化炭素を排出せずに心身の健康にも通じるロングトレイルの利用を新たな価値として発信し、その持続的な活用を推進することにより、国民の心身回復や交流人口の増加を図るうえで、みちのく潮風トレイルの取組を推進する必要がある。</li> <li>令和4年度のイノシシの捕獲数は、これまでの捕獲の効果と豚熱による影響で大幅に減少したと考えられ、今後も豚熱からの回復に伴う生息数増加を防ぐために引き続き捕獲体制を維持する必要がある。</li> </ul>



評価結果	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災によって生じた自然環境への被害からの復旧・復興を進める上で、地域を訪れる人を増やすことで、地域経済の活性化につなげることが重要であるから、三陸復興国立公園及びみちのく潮風トレイルの利用増大のための取組の実施が引き続き必要である。</li> </ul> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜三陸復興国立公園（平成24年度までは陸中海岸国立公園）の利用者数の推移＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災からの復興・復旧のため、引き続き三陸復興国立公園の整備等の取組を進めて行くことから、三陸復興国立公園の利用者数を次期目標においても測定指標として設定する。</li> </ul> </li> <li>＜三陸復興国立公園内の利用拠点（集団施設地区）の年間利用者数＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・三陸復興国立公園の利用者数の推移と傾向が重複するため、次期目標においては測定指標から消去する。</li> </ul> </li> <li>＜みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数（人）＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災からの復興・復旧のため、引き続きみちのく潮風トレイルの利用促進の取組を進めて行くことから、みちのく潮風トレイルの踏破認定証の発行数を次期目標においても測定指標として設定する。</li> </ul> </li> <li>＜イノシシの捕獲数＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの捕獲の効果によりイノシシの生息数は減少傾向にあるため、前年度実績以上の捕獲数を目標値とすることは適切でなくなったが、復興に向けてイノシシの低密度を維持するため、捕獲等を適切に行う必要があり、自動撮影カメラによるイノシシの撮影頻度を前年度以下に維持することを指標とした上で、目標の達成を図っていく。</li> </ul> </li> </ul>
------	--

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	自然環境局 国立公園課 野生生物課	作成責任者名	番匠克二（国立公園課長） 中澤圭一（野生生物課長）	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-------------------------	--------	------------------------------	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-26)

施策名	目標5-7 国際観光資源の整備					
施策の概要	美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により、国内外の旅行者の地域での体験滞在の満足度の向上を図る。					
達成すべき目標	平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2020年国立公園訪日外国人利用者数1000万人の目標を達成し、「観光先進国」の実現に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	6,862	4,962	2,201	2,545
		補正予算(b)	5,993	799	-	-
		繰越し等(c)	▲5,473	7,233	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	7,382	12,994	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	6,380	10,033	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	観光ビジョン実現プログラム2019、骨太の方針2021、成長戦略フォローアップ2021					

測定指標	国立公園訪日外国人利用者数	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-
		490万人	694万人	667万人	93万人	-	64万人	667万人	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	○
		-	-	6拠点	14拠点	20拠点	8拠点	9拠点	
	年度ごとの目標値		-	5拠点	10拠点	14拠点	9拠点		
	利用施設の多言語化	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	○
		-	5施設	18施設	44施設	51施設	64施設	40施設	
	年度ごとの目標値		8施設	24施設	40施設	40施設	40施設		
	野生動物観光促進事業の実施者数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	×
		-	-	12者	8者	-	-	10者	
	年度ごとの目標値		-	10者	10者	-	-		
	一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	○
		-	-	2施設	3施設	-	-	3施設	
年度ごとの目標値		-	1施設	3施設	-	-			
ビジターセンター等機能強化	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	×	
	-	-	33施設	49施設	50施設	56施設	60施設		
年度ごとの目標値		-	32施設	60施設	60施設	60施設			
国立公園一括情報サイトの訪問回数等(接触媒体者数)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度	×	
	-	-	117万	19万	253万	72万	180万		
年度ごとの目標値		-	-	180万	180万	180万			
国立公園等の自然を活用した滞在型コンテンツ創出事業により造成等されたコンテンツ件数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-	×	
	-	-	-	-	41	-	-		
年度ごとの目標値		-	-	-	44	-			

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数、利用施設の多言語化、国立公園一括情報サイトの訪問回数等について、令和4年度実績値は、目標値を大きく超えるペースで増加しており、受入環境整備が進展している。その他の取組についても目標値達成まで到達していないが、着実に実績が出ており、受入環境整備に貢献している。国立公園訪日外国人利用者数については、段階的なインバウンド再開を受けて、令和4年度下半期より調査を再開したところ。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>目標であった国立公園訪日外国人利用者数について、インバウンドの再開を受けて、令和4年下半期から利用者数調査を再開した。今後、インバウンドの回復に向けて、さらなる国立公園の魅力向上により、国立公園のブランド化と上質なツーリズムを推進する。</p> <p>同様に、海外からの誘客が困難な状況となったため、国立公園一括情報サイトへの積極的なプロモーションを中止(今年度繰越)したため、実績値が低くなった。</p> <p>多言語化や利用拠点の上質化などは、我が国ならではの特徴を有する国立公園の魅力を感じて質の高いツーリズムを提供するにあたって必要な受入環境を整備するものであり、「観光先進国」の実現に必要なものであることから、引き続き実施し、回復期に向けた取組を進めることが必要である。</p> <p>さらに、今後の回復に向けて、国立公園一括情報サイト等を通じた国立公園の魅力の情報発信により、状況を踏まえながら誘客を行っていくことが必要である。</p>
<p>評価結果</p> <p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>インバウンドの回復を受けて、2021年以降の訪日外国人利用者数の目標設定については、2025年までに訪日外国人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させることとし、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標と「観光先進国」の実現に貢献することとする。</p> <p>【測定指標】</p> <p>&lt;国立公園訪日外国人利用者数&gt; インバウンドの回復を受けて、新型コロナウイルスによる影響を受ける前の数値を目標として、段階的な回復を目指す。</p> <p>&lt;滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数&gt; 利用拠点の再生・上質化が進むことで魅力が向上し、来訪者の増加、滞在時間の増加が図られるため、引き続き、官民による国立公園利用拠点計画を作成し、滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数の増加を図っていく。 次回からは、取組地域拡大の観点から、単年度毎の事業実施拠点数のカウント方法から、事業開始以降累計の事業実施拠点数のカウント方法に変更する。</p> <p>&lt;利用施設の多言語化&gt; 外国人観光客が情報収集を行う際のツールとして必要なことから、令和4年度までの取組状況を踏まえ、令和5年度も令和4年度までと同程度の整備目標を設定して取組を進める。</p> <p>&lt;野生動物観光促進事業の実施者数&gt; 本事業は終了しているため、令和5年度の目標設定は行わない。</p> <p>&lt;一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数&gt; 本事業は終了しているため、令和5年度の目標設定は行わない。引き続き、適切な野生生物保護センターの運営に努める。</p> <p>&lt;ビジターセンター等機能強化&gt; 国立公園利用の拠点となるビジターセンターの機能強化を図ることで、外国人観光客にわかりやすく国立公園の魅力を伝えることが可能となることから、令和4年度までの取組状況を踏まえ、令和5年度も令和4年度までと同程度の整備目標を設定して取組を進める。</p> <p>&lt;国立公園一括情報サイトの訪問回数等&gt; 国立公園一括情報サイトについて、新型コロナウイルスによる影響を受ける前の数値を目標として、引き続き訪問回数等の段階的な回復を目標とする。</p> <p>&lt;国立公園等の自然を活用した滞在型コンテンツ創出事業により作成等されたコンテンツ件数&gt; 令和4年3月に「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」を作成し、同年後半以降、自然体験コンテンツの内容、安全対策・危機管理、環境への貢献・持続可能性の3つの観点から、一定の基準をクリアしたコンテンツを計測することが可能となったことから、国立公園の目指す上質なツーリズムに貢献する質の高いコンテンツの指標として、新たに「国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ数」を採用する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国立公園訪日外国人利用者数推計値
---------------------------	------------------

担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課 野生生物課	作成責任者名	番匠克二(国立公園課長) 水谷努(国立公園利用推進室長) 萩原辰男(自然環境整備課長) 中澤圭一(野生生物課長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	---	--------	---	----------	--------